

改正

昭和42年7月10日条例第25号
昭和44年10月8日条例第41号
昭和48年4月1日条例第34号
昭和57年3月25日条例第20号
昭和60年7月10日条例第26号
平成6年3月25日条例第4号
平成13年10月12日条例第51号
平成22年3月19日条例第7号
平成24年3月21日条例第11号
平成29年3月21日条例第6号
令和2年3月24日条例第5号

山形県職業訓練審議会条例をここに公布する。

山形県職業能力開発審議会条例

(設置)

第1条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第91条の規定に基づき山形県職業能力開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 労働者を代表する者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、関係行政機関の職員である委員を除き、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、前条第2項第3号に該当する委員のうちから、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第8条の2 審議会に幹事若干人を置き、県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、産業労働部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年7月10日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和44年10月8日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年7月10日条例第26号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月12日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

前 文 [抄] (平成29年3月21日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。